

令和元年度 第5回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和元年6月10日(月) 午後3時から3時15分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 上田博久
委員 小松哲也
委員 中本久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本晴彦 次長兼任用課長 山添久
給与課長 川口豊長 主幹 尾田聡子
係長 毎野卓実 係長 高多孝典
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 選考により採用する職の承認について(医療技術職)

議案第2号 人事委員会定めの一部改正について(勤務時間関係)

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

選考により採用する職(医療技術職)の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
薬剤師	6/8 薬剤師試験を実施して、なお不足する人数	・欠員を補充するため。 ※ただし、令和元年6月8日実施の薬剤師採用試験で必要数が確保できなかった場合に限り試験を実施する。
臨床検査技師	2名程度	・県立中央病院の新病院において血液造影等を行う治療室が増加したこと等により、アブレーション(カテーテルによる不整脈治療)と心臓カテーテル検査を同時に行うケースが増加しており、これに対応するため増員しようとするもの。(＋1名) ・近年、がん治療において、個々の患者に適した治療薬等を選択する「がんゲノム医療」が増加しており、個々の患者の治療薬選択に係る病理検査(がん遺伝子パネル検査等)を行う臨床検査技師を増員してこれに対応するために増員しようとするもの。(＋1名) なお、県立中央病院は、県東部唯一の「がんゲノム医療連携

		病院」となっている。
診療放射線技師	2名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度末で定年退職する職員の補充のため。（+1名） ・県立厚生病院において、MRI検査予約が増加傾向にあり、2週間待ちの状況である。現在、検査を実施していない時間帯（12～13時）にも検査できる体制を整備し、効率的な検査を行うために増員しようとするもの。（+1名）
言語聴覚士	1名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・欠員を補充するため。
医療ソーシャルワーカー	2名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院は、昨年12月に新病院が開院して従前よりさらに87床増床したところであるが、今秋以降、徐々に病棟稼働率を上げていくことに伴い、入退院支援が必要な患者が増加することが見込まれる。 ・地域全体の高齢化の進展に伴い、身体的合併症を持つ患者や認知症を伴う患者も増えており、福祉サービス等の地域の様々な社会資源を活用した入退院支援を行うために増員しようとするもの。
診療情報管理士	1名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度末で定年退職する職員の補充のため。

2 採用予定日

令和2年4月1日

3 選定方法

病院局において選考を実施。

(1) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）、面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）により合格者を選考。

(2) 受験資格

ア 年齢

昭和35年4月2日以降に生まれた者

イ 資格・免許

薬剤師	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条に規定する薬剤師免許を有する者又は令和2年4月30日までに同免許を取得する見込みの者
臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第3条に規定する臨床検査技師の免許を有する者又は令和2年4月30日までに同免許を取得する見込みの者
診療放射線技師	診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第3条に規定する診療放射線技師免許を有する者又は令和2年4月30日までに同免許を取得する見込みの者
言語聴覚士	言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第3条に規定する言語聴覚士免許を有する者又は令和2年4月30日までに同免許を取得する見込みの者
医療ソーシャルワーカー	次のア～ウのいずれかに該当する者 ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく社会福祉士の資格を有する者又は令和2年4月30日までに同資格を取得する見込みの者 イ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく保健師免許又は看護師免許を有する者又は令和2年4月30日までに同資格を

	取得する見込みの者 ウ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院又は診療所における医療ソーシャルワーカーとしての実務経験が令和 2 年 3 月 31 日満了時点で 3 年以上となる見込みの者
診療情報管理士	四病院団体（（一社）日本病院会、（公社）全日本病院協会、（一社）日本医療法人協会、（公社）日本精神科病院協会）及び（公財）医療研修推進財団の定める診療情報管理士認定証の交付を受けている者又は令和 2 年 5 月 31 日までに同認定証の交付を受ける見込みの者

(3) 試験実施スケジュール（予定）

6 月 1 7 日（月）	募集開始
7 月 1 9 日（金）	募集締切
8 月 3 日（土）	試験日
9 月 2 日（月）	合格発表

4 人事委員会の判断

これらの職については「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第 2 号

人事委員会定めの一部改正（勤務時間関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり定めの一部を改正しようとするもの。

1 改正する定め of 名称

- ① 臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について
- ② 臨時的任用職員の休暇について

2 概要

(1) 改正内容

臨時的任用職員（通年的任用職員）の夏季休暇の取得期間について、職員に準じて次のとおり改める。

（現 行）	7 月～9 月	日数	3 日
（改正後）	6 月～9 月	日数	3 日

【参考】 臨時的任用職員の夏季休暇について

区分	夏季休暇取得の可否	取得可能日数
定数内職員以外の職員		
通年的任用職員	取得できる	3 日
短期間任用職員	取得できない	
定数内職員	取得できる	5 日（職員と同じ）

※定数内職員については、職員の規定（規則）がそのまま適用される。

(2) 施行期日等

施行日は令和元年 6 月 1 0 日とし、令和元年 6 月 1 日から適用する。

【質疑等】

委員：内容に異論はないが、適用日を遡って6月1日とすることについては、既に有給休暇として取得した職員について、夏季休暇を取得したこととすることができるという理解でよいか。
事務局：そのとおり。

六 次回人事委員会の開催

令和元年6月27日（木）午後1時40分から開催することとした。